別表　　旭川市保育所等利用調整基準

保育所等（２号認定子ども又は３号認定子どもが利用する保育所、認定こども園又は地域型保育事業）の利用申込者数が、受入可能数を上回る場合には、旭川市で利用調整（選考）を行う。

利用調整は、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に保育所等を利用できるよう、本表に基づき調整するものとする。

利用調整は、下の表の右欄「基礎点数」及び「調整点数」の点数を合計し、合計点数の高い世帯の子どもから優先的に保育所等の利用を可能とする。

【　基礎分　】

保育の必要性の事由			基礎点数
１　就労	被雇用者・自営業者	月の就労時間が１６０時間以上	100
		月の就労時間が１４０時間以上１６０時間未満	90
		月の就労時間が１２０時間以上１４０時間未満	80
		月の就労時間が１００時間以上１２０時間未満	70
		月の就労時間が　８０時間以上１００時間未満	60
		月の就労時間が　６０時間以上　８０時間未満	50
	内職者	月の就労時間が１６０時間以上	80
		月の就労時間が１４０時間以上１６０時間未満	70
		月の就労時間が１２０時間以上１４０時間未満	60
		月の就労時間が１００時間以上１２０時間未満	50
		月の就労時間が　８０時間以上１００時間未満	40
		月の就労時間が　６０時間以上　８０時間未満	30
２　妊娠・出産	産前６週（多胎妊娠の場合は産前１４週）から産後８週（母のみ）		100
３　疾病・障害	入院（１か月以上）		100
	自宅療養	常時臥床	100
		精神性疾患	80
		上記以外の自宅療養	50
	身体障害者手帳	１級･２級（聴覚は６級以上､音声･言語は４級以上）	100
		３級	90
	療育手帳（Ａ・Ｂ）		100
	精神障害者保健福祉手帳（１級・２級・３級）		100
４　親族等の介護・看護	病院等での付添入院（月１５日以上かつ月６０時間以上）		100
	在宅介護・看護（月６０時間以上）	重度心身障害者又はねたきり老人の介護・看護	80
		軽度心身症障害者の介護・看護	40
５　災害復旧			100
６　求職活動			30
７　就学・職業訓練		月の就学時間が１６０時間以上	100
		月の就労時間が１４０時間以上１６０時間未満	90
		月の就労時間が１２０時間以上１４０時間未満	80
		月の就労時間が１００時間以上１２０時間未満	70
		月の就労時間が　８０時間以上１００時間未満	60
		月の就労時間が　６０時間以上　８０時間未満	50
８　虐待・ＤＶのおそれ			100
９　その他市長が認めた理由			10～100

基礎分について
・父母の保育の必要性の事由に応じて、基礎点数を設定する。
・基礎点数は、父母それぞれの点数を合算する。
・父母がいない場合は、その他の保護者で基礎点数を設定する。
・父母が複数の保育の必要性の事由に該当する場合は、原則として基礎点数が高い事由のみを設定する。

【　調整分　】

状況		調整点数
１　ひとり親家庭		130
２　生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合）		10
３　生計中心者等の失業により、就労の必要性が高いと認められる場合		10
４　虐待のおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合		1000
５　ＤＶのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合		100
６　小学校就学前子どもが障害を有する場合		20
７　育休明け		50
８　産休明け（産後８週経過した翌日から入所を希望する場合）		50
９　兄弟姉妹が認可保育所等（兄弟姉妹と同一の認定こども園を希望している場合は１号利用を含む）にすでに入所している場合		50
１０　地域型保育事業又は乳児保育所の卒園児		130
１１　同一認定こども園内で１号認定から２号認定へ移る場合		1000
１２　多子家庭	小学校就学前児童２人	5
	小学校就学前児童３人以上	10
１３　保護者が認可保育所等で保育士として教育・保育に従事する場合又は放課後児童健全育成事業に従事する場合		100
１４　里親制度を利用している場合		15
１５　その他市長が認めた理由		10～500

調整分について
・複数の状況に該当する場合は、該当する項目すべてを加算したものを調整点数とする。
・父母それぞれが同一項目に該当する場合は、重複して加算せず１人分の調整点数とする。

その他
・他の市町村との広域利用に係る利用調整については、当該市町村と締結する協定等に基づき、別途調整を行うこととする。
・地域型保育事業を卒園後、旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第４２条第１項第３号に規定する連携施設への入所を希望する場合については、原則として、当該連携施設において保育を提供するを優先するものとする。

・同点の場合の優先度

1	新規で入所を希望している（転所申込ではない）
2	該当施設に兄弟姉妹がすでに入所している
3	ひとり親家庭
4	多子世帯
5	世帯状況等から総合的に判断する